2005.4.8

H17 第 1 期大規模実証 Q&A（追加分）

３．助成金対象経費について

Q3-1　**助成上限額はシステム設置 1 件当たり６００万円を上限であるが、例えばシステム設備費だけで６００万円を超えてしまう場合、システム設備費のみを助成対象経費として工事費を助成対象外として交付申請して良いか。**

A3-1　**本助成事業に参加するために必要な燃料電池本体、貯湯槽、バックアップバーナー、計測機器及びそれらの設置の際に必要となる配線・配線機具、配管・配管機具の購入費用並びにこれらを据付するために必要な工事費用はすべて申請してください。**

Q3-2　**協力事業者やシステム設置先が工事費を負担して良いか。**

A3-2　**助成対象経費に係る金銭のやり取りは出来ません。**

１０．契約について

Q10-6　**交付決定前に実施者とシステム設置先とで、システム設置に関する契約を締結して良いのか。**

A10-6　**交付決定を受ける前にシステム売買契約等助成対象経費の支出が発生する契約を締結していた場合は、交付決定は無効となります。助成対象経費の支出に関係しないシステム設置に関する契約は交付決定前に締結していてもかまいません。ただし、契約書の内容によっては助成事業の実施上問題となる場合がありますので、個別に財団にご相談下さい。**

Q10-7　**交付決定前の発注はできないことになっているが、メーカーへの発注はある程度事前に進めないと、日程的に厳しくなる。事前交渉はできないのか？**

A10-7　**メーカーとの事前交渉はかまいません。ただし交付決定前の発注はできません。**

１６．助成金の額の確定について

Q16-1　**実施者に提供されるメーカー品が、実施者との共同開発品である場合に問題はないか。また、申請者が製造メーカーに技術供与している場合に問題はないか。**

A16-1　**実施者がシステムを購入する場合において、当該実施者と購入メーカーとの間で実施者の知的財産権に係わる契約、共同開発に係わる契約、技術供与、ノ**

ウハウ開示その他実施者と購入メーカーとの取引によって実施者に利益が生じる関係が存在する場合は、実施者が購入メーカー（システム提供者）から購入する代金から実施者の利益相当分を排除した額で取引する必要があります。この場合、利益排除前と利益排除後の購入金額の明細を記載し、実施者の利益排除をしたことが確認できる書類を作成し、実施者の代表者等の印を押印した上で実績報告書に添付して提出してください。

２５．その他

Q25-3　本実証事業の助成金は圧縮記帳の対象となるのか。

A25-3　本実証事業の助成金は、法人税法施行令第７９条第五号に定める独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第１５条第１項第三号に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金に該当しますので圧縮記帳の対象になります。なお、詳しくは、最寄りの税務署に「定置用燃料電池大規模実証事業費助成金」と明示した上で直接お尋ねください

以上